

公示送達書

別添の公示送達簿に記載した者については、住所、居所、事務所及び事業所が不明のため
地方税法の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管していますので、該当者は交付の請求をしてください。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月22日

船 橋 市 長 松 戸 徹



[illegible]